

大阪府介護保険施設等監査要綱

(目的)

第一条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条から第77条まで、第90条、第91条の2、第92条、第100条、第103条、第104条、第114条の2、第114条の5、第114条の6及び第115条の7から第115条の9までの規定に基づき、次に掲げる者又は施設（以下、「介護保険施設等」という。）に対して行う介護給付又は予防給付（以下「介護給付等」という。）に係るサービス（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

- 一 指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
- 二 指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者
- 三 介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者又は医師その他の従業者
- 四 介護医療院の開設者、介護医療院の管理者又は医師その他の従業者
- 五 指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者

(監査方針)

第二条 監査は、介護保険施設等の介護給付等対象サービスの内容並びに介護報酬の請求について、次に掲げる大阪府条例及び厚生労働省告示等で定める介護保険施設等の事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について不正を行っているとして認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は不正の手段により指定等を受けていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合（以下「指定基準違反等」という。）、又は介護給付等対象サービスの利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき市町村が虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合（以下「人格尊重義務違反」という。）において、介護保険施設等に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は関係者に対して質問を行い、若しくは当該介護保険施設等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「立入検査等」という。）を行い、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

- 一 大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第115号）
- 二 大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第116号）

- 三 大阪府指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 117 号）
- 四 大阪府介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 118 号）
- 五 大阪府介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 30 年大阪府条例第 2 号）
- 六 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）
- 七 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）
- 八 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 21 号）
- 九 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成 27 年厚生労働省告示第 93 号）

（所管）

第三条 監査は、福祉部高齢介護室が行う。

（監査対象となる介護保険施設等の選定基準）

第四条 監査は、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認める場合に立入検査等により行うこととし、選定基準については、別に定める。

（監査の情報提供等）

第五条 監査の実施に当たっては事前に、関係する市町村長等に情報提供を行い、必要に応じ同時に監査を実施する等の連携を図る。

2 市町村長が実施した監査により指定基準違反等又は人格尊重義務違反と認められ、当該市町村長より通知があったときは、すみやかに、当該介護保険施設等に対して監査を実施し、次条に定める措置をとるものとする。

（行政上の措置等）

第六条 指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、法第 5 章に掲げる規定に基づき、次の行政上の措置をとるものとする。

一 勧告

法第 76 条の 2 第 1 項、第 91 条の 2 第 1 項及び第 115 条の 8 第 1 項により、介護保険施設等（介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等を除く。以下 2 号及び 3 号について同じ。）に法第 76 条の 2 第 1 項、第 91 条の 2 第 1 項及び第 115 条の 8 第 1 項の規定により、介護保険施設等（介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等を除く。以下 2 号及び 3 号について同じ。）に法第 76 条の 2 第 1 項、第 91 条の 2 第 1 項及び第 115 条の 8 第 1 項に該当する事実が認められる場合、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告した場合は、当該介護保険施設等に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

二 命令

法第 76 条の 2 第 3 項、第 91 条の 2 第 3 項及び第 115 条の 8 第 3 項の規定により、介護保険施設等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるほか、命令をした場合には、その旨を公示する。

命令した場合は、当該介護保険施設等に対し期限内に文書によりとつた措置について報告を求める。

三 指定の取消し等

法第 77 条第 1 項、第 92 条第 1 項及び第 115 条の 9 第 1 項の規定により、介護保険施設等の指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第 77 条第 1 項各号、第 92 条第 1 項各号及び第 115 条の 9 第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、当該介護保険施設等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止（以下「指定の取消等」という。）をすることができる。

四 設備の使用制限等

法第 101 条又は法第 114 条の 3 の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院において、法第 97 条第 1 項又は第 111 条第 1 項に規定する療養室等の設備や大阪府条例で定める施設を有しなくなったとき、又は大阪府条例で定める設備に係る規定に適合しなくなったときは、当該施設の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。

五 変更命令

法第 102 条又は法第 114 条の 4 の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院において、法第 102 条又は法第 114 条の 4 の規定に該当する事実が確認された場合、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、当該施設の管理者の変更を命ずることができる。

六 業務運営の勧告、命令等

法第 103 条又は法第 114 条の 5 の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院において、法第 103 条又は法第 114 条の 5 の規定に該当する事実が確認された場合、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、文書により法第 103 条又は法第 114 条の 5 で定める事項を遵守すべきことを勧告することができるほか、これに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるものとし、命令をした場合には、その旨を公示する。

勧告又は命令した場合は、当該施設の開設者に対し期限内に文書によりとつた措置について報告を求める。

七 許可の取消し等

法第 104 条第 1 項又は法第 114 条の 6 第 1 項の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院における指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第 104 条第 1 項各号又は法第 114 条の 6 第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、当該施設に係る許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力の停止（以下「許可の取消等」という。）をすることができる。

2 監査の結果や前項で定める行政上の措置について及び行政上の措置に相当する事実以外に改善を要する事項が認められた事項については、別に定める文書により通知するものとする。

(聴聞又は弁明の機会の付与)

第七条 監査の結果、当該介護保険施設等が、命令又は指定の取消等若しくは許可の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会（以下「聴聞等」という。）を付与しなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 聴聞等の手続に関し必要な事項は、大阪府聴聞等の手続に関する規則のとおりとする。

(経済上の措置)

第八条 取消処分等（命令を除く。）を行った場合に、当該介護保険施設等が法第22条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払いを受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし、別に定める通知により介護保険施設等に通知する。

2 前項に定める不正利得について介護保険施設等に通知をする場合は、当該支払いに係する保険者に対し、当該不正利得の徴収を行うよう要請するものとする。

(厚生労働省への報告)

第九条 法第197条第2項の規定に基づき、監査及び行政措置の実施状況については、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告する。

(関係行政機関の協力)

第十条 監査の実施並びにそれに基づく措置については、必要に応じて関係行政機関に協力を求めるものとする。

(委任)

第十一条 この要綱に定めるもののほか、監査について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。